



水戸市告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年7月31日

水戸市長 高橋 靖

記

- 1 都市計画の種類
地区計画（根本地区）
- 2 都市計画を決定する土地の区域
(1) 水戸市
根本1丁目，根本2丁目，北見町，金町1丁目の各一部
- 3 縦覧場所
水戸市都市計画部都市計画課

水戸・勝田都市計画地区計画の決定（水戸市決定）

都市計画根本地区地区計画を次のように決定する。

名 称		根本地区地区計画			
位 置		水戸市根本1丁目，根本2丁目，北見町，金町1丁目の各一部			
面 積		約26.1ha			
区域の整備， 開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は，JR水戸駅から北へ約1kmの距離に位置し，中心市街地に隣接していると同時に那珂川河川敷のレクリエーション機能を有する豊かな緑地にも隣接し利便性が高く，宅地化の圧力が高まっている地区である。</p> <p>しかし，本地区内の道路・排水等の公共施設の整備水準は低く，このまま放置すれば効率的な土地利用が図れず，無秩序な宅地化が進行する懸念がある。</p> <p>このため，根本地区は土地区画整理事業に代わり本地区計画により，地区施設として道路を配置し，下水道の整備を促進することで，日常生活における安全性・利便性を高め，良好な住環境の市街地形成の誘導を図ることを目的とする。</p>			
	地区施設の整備方針	<p>道路について，本地区の生活活動等が安全かつ機能的に行えるよう計画的に配置する。</p>			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	名 称	幅 員	延 長	備 考
		道路—1	4m	約250m	
		道路—2	5m	約80m	
		道路—3	6m	約440m	
		道路—4	6m	約220m	
		道路—5	6m	約140m	
		道路—6	6m	約410m	
		道路—7	6m	約890m	

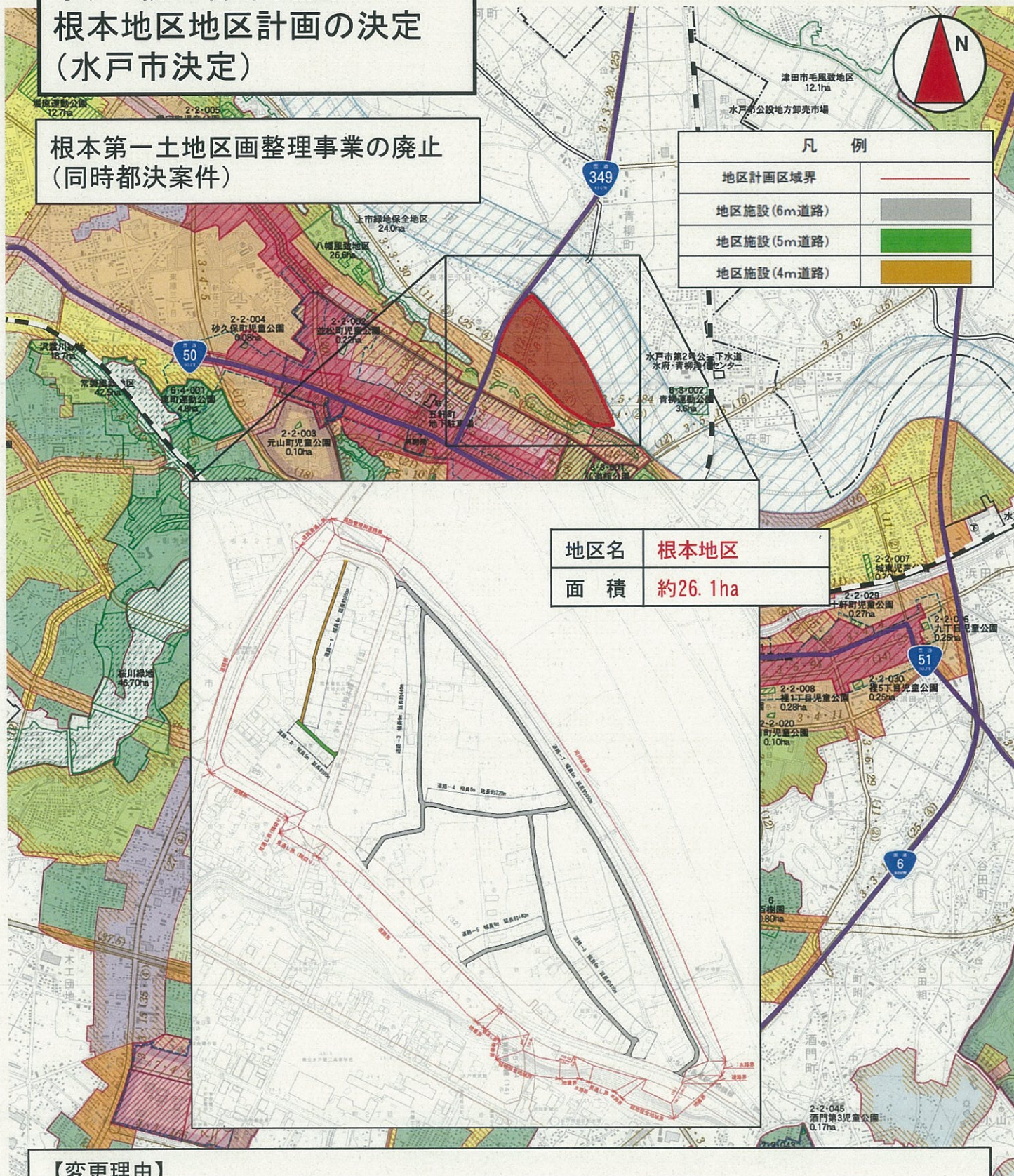
「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

本地区において，良好な市街地形成の誘導を図るため，本案のとおり，地区計画を決定するものである。

水戸・勝田都市計画 根本地区地区計画の決定 (水戸市決定)

根本第一土地区画整理事業の廃止
(同時都決案件)



凡 例	
地区計画区域界	—
地区施設(6m道路)	■
地区施設(5m道路)	■
地区施設(4m道路)	■

地区名	根本地区
面積	約26.1ha

【変更理由】
 本地区において、地区施設として道路を配置し、下水道の整備を促進することで、日常生活における安全性・利便性を高め、良好な市街地形成の誘導を図るため、本案のとおり、地区計画を決定するものである。